

公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により、令和 4 年 1 月から同年 2 月に実施した監査の結果に関する報告について、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 4 年 3 月 29 日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎
 山形県監査委員 星 川 純 一
 山形県監査委員 松 田 義 彦
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

第 1 監査の概要

(1) 監査の基準

山形県監査委員監査基準（令和 2 年 4 月県監査委員訓令第 1 号）に準拠して実施

(2) 監査の種類

財務監査（定期監査）

(3) 監査の対象及び着眼点（評価項目）

財務等に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか

(4) 監査の実施内容

関係書類を調査するとともに、監査対象機関の長等から説明を聴取するなどの方法により実施

第 2 監査実施状況

監査は、監査対象機関 74 箇所について、次のとおり実施した。

監査対象機関	実施年月日	担当監査委員	
消 防 学 校	令和 4 年 1 月 7 日	星川委員	松田委員
鶴 岡 養 護 学 校	令和 4 年 1 月 7 日	星川委員	松田委員
酒 田 特 別 支 援 学 校	令和 4 年 1 月 7 日	星川委員	松田委員
鳥 海 学 園	令和 4 年 1 月 7 日	森谷委員	海老名委員
鶴 岡 南 高 等 学 校	令和 4 年 1 月 7 日	森谷委員	海老名委員
酒 田 東 高 等 学 校	令和 4 年 1 月 7 日	森谷委員	海老名委員
環 境 科 学 研 究 セ ン タ ー	令和 4 年 1 月 12 日	松田委員	—
農 業 総 合 研 究 セ ン タ ー	令和 4 年 1 月 13 日	星川委員	松田委員
病 害 虫 防 除 所	令和 4 年 1 月 13 日	星川委員	松田委員
森 林 研 究 研 修 セ ン タ ー	令和 4 年 1 月 13 日	星川委員	松田委員
寒 河 江 警 察 署	令和 4 年 1 月 13 日	星川委員	松田委員
置 賜 食 肉 衛 生 検 査 所	令和 4 年 1 月 13 日	海老名委員	—
米 沢 興 譲 館 高 等 学 校	令和 4 年 1 月 13 日	海老名委員	—
高 畠 高 等 学 校	令和 4 年 1 月 13 日	海老名委員	—
職 員 育 成 セ ン タ ー	令和 4 年 1 月 14 日	森谷委員	海老名委員
産 業 技 術 短 期 大 学 校	令和 4 年 1 月 14 日	森谷委員	海老名委員
山 形 警 察 署	令和 4 年 1 月 14 日	森谷委員	海老名委員

福祉相談センター	令和4年1月14日	松田委員	—
上山高等養護学校	令和4年1月14日	松田委員	—
上山警察署	令和4年1月14日	松田委員	—
精神保健福祉センター	令和4年1月21日	星川委員	松田委員
寒河江工業高等学校	令和4年1月21日	星川委員	松田委員
鶴岡北高等学校	令和4年1月21日	星川委員	松田委員
庄内農業高等学校	令和4年1月21日	星川委員	松田委員
新庄養護学校	令和4年1月21日	星川委員	松田委員
酒田警察署	令和4年1月21日	星川委員	松田委員
衛生研究所	令和4年1月21日	森谷委員	海老名委員
工業技術センター	令和4年1月21日	森谷委員	海老名委員
工業技術センター庄内試験場	令和4年1月21日	森谷委員	海老名委員
高度技術研究開発センター	令和4年1月21日	森谷委員	海老名委員
図書館	令和4年1月21日	森谷委員	海老名委員
教育センター	令和4年1月21日	森谷委員	海老名委員
東桜学館中学校	令和4年1月21日	森谷委員	海老名委員
東桜学館高等学校	令和4年1月21日	森谷委員	海老名委員
荒砥高等学校	令和4年1月21日	森谷委員	海老名委員
長井警察署	令和4年1月21日	森谷委員	海老名委員
金峰少年自然の家	令和4年1月21日	海老名委員	—
山形南高等学校	令和4年1月21日	松田委員	—
新庄神室産業高等学校	令和4年1月21日	松田委員	—
山形盲学校	令和4年1月21日	海老名委員	—
新庄警察署	令和4年1月21日	海老名委員	—
こども医療療育センター	令和4年1月26日	松田委員	—
山形職業能力開発専門校	令和4年1月26日	松田委員	—
山形中央高等学校	令和4年1月26日	松田委員	—
ゆきわり養護学校	令和4年1月26日	松田委員	—
朝日学園	令和4年2月4日	松田委員	—
工業技術センター置賜試験場	令和4年2月4日	松田委員	—
博物館	令和4年2月4日	松田委員	—
山形東高等学校	令和4年2月4日	松田委員	—
霞城学園高等学校	令和4年2月4日	松田委員	—
左沢高等学校	令和4年2月4日	松田委員	—
米沢商業高等学校	令和4年2月4日	松田委員	—
置賜農業高等学校	令和4年2月4日	松田委員	—
南陽高等学校	令和4年2月4日	松田委員	—
米沢警察署	令和4年2月4日	松田委員	—
米沢工業高等学校	令和4年2月8日	松田委員	—
村山特別支援学校	令和4年2月8日	松田委員	—
南陽警察署	令和4年2月8日	松田委員	—

庄内児童相談所	令和4年2月14日	松田委員	—
鶴岡乳児院	令和4年2月14日	松田委員	—
知的障がい者更生相談所庄内支所	令和4年2月14日	松田委員	—
神室少年自然の家	令和4年2月14日	松田委員	—
村山教育事務所	令和4年2月14日	松田委員	—
内水面水産研究所	令和4年2月24日	松田委員	—
青年の家	令和4年2月24日	松田委員	—
庄内教育事務所	令和4年2月24日	松田委員	—
山形西高等学校	令和4年2月24日	松田委員	—
山形北高等学校	令和4年2月24日	松田委員	—
上山明新館高等学校	令和4年2月24日	松田委員	—
天童高等学校	令和4年2月24日	松田委員	—
山辺高等学校	令和4年2月24日	松田委員	—
寒河江高等学校	令和4年2月24日	松田委員	—
谷地高等学校	令和4年2月24日	松田委員	—
村山警察署	令和4年2月24日	松田委員	—

第3 監査の結果

是正又は改善を要する事項は次のとおりであり、それらを除いては、上記により監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われている。

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 鶴岡養護学校

(イ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

- a 支払期限から3箇月を超えて遅延しているもの 2件 合計19,800円

主な事例は以下のとおり

エレベーター保守点検業務委託料

請求書受理日 令和3年6月7日

支払日 令和3年11月9日

支出額 9,900円

- b 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの 3件 合計 69,300円

主な事例は以下のとおり

エレベーター保守点検業務委託料

請求書受理日 令和3年8月4日

支払日 令和3年11月9日

支出額 49,500円

ロ 新庄神室産業高等学校

(イ) 関係法令等に準拠して適正に処理されていないもの

(内容)

関係規程の取扱いを誤り、施設使用料の還付手続を行っていないもの 67件 合計132,900円

主な事例は以下のとおり

県立学校施設使用料

過誤納額	5,800円
還付事由の生じた日	令和元年12月11日
還付日	令和3年4月12日

ハ こども医療療育センター

(イ) 収入事務が適切でないもの

(内容)

治療用装具に関する証明書の交付手数料について、法令に基づき無償とすべきところ、誤って徴収していたもの 343件 合計487,610円

こども医療療育センター使用料

誤徴収が判明した期間 平成23年5月1日から令和2年10月28日まで

ニ ゆきわり養護学校

(イ) 入札事務が適切でないもの

(内容)

落札決定後に落札価格が予定価格を上回っていたことが判明し、落札決定の取消し及び再入札を行ったもの 1件

校舎内清掃業務委託

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 収入

(イ) 収入科目を誤ったもので、目あるいは節又は細節で1万円以上のもの(山形西高等学校)

(ロ) 調定手続が、調定すべき日から1箇月を超えて遅延したもの(山形警察署)

(ハ) 現金の金融機関への払込みが、正当な理由もなく3営業日を超えて遅延しているもの(米沢工業高等学校)

(ニ) 調定手続において、日付を遡って納入通知書を発行し、本来発行すべきではない督促状を発行しているもの(山形職業能力開発専門校)

ロ 支出

(イ) 請求書を受領しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないもの(山形中央高等学校、谷地高等学校)

(ロ) 旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数あるもの(新庄神室産業高等学校、村山特別支援学校)

(ハ) 報酬、給料、諸手当及び報償費並びに旅費等の額の決定又は支給が適切でないもので、5万円以上のもの(こども医療療育センター、山形南高等学校、米沢興譲館高等学校、新庄養護学校)

(ニ) 資金前渡の精算が、正当な理由もなく支払を完了した日から2箇月を超えて遅延しているもの(山形中央高等学校)

(ホ) 検収の事務処理が適切でないもの(南陽警察署)

(ハ) 支払先を誤って支出したことにより、正しい債権者への支払が支払期限内に行われなかったもの(村山警察署)